

名保幼第84号
令和3年4月14日

保育施設等を利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第9報）
（新型コロナウイルス感染症にかかる沖縄県の「まん延防止等重点措置」の適用に伴う
保育所等の対応について）

日頃より、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、沖縄県における新型コロナウイルス感染新規陽性者数が増加していることから、4月9日、政府において「まん延防止等重点措置」の適用対象として沖縄県が指定され、4月12日（月）から5月5日（水）までの期間と定められておりますが、保育所等につきましては、国の同ウイルス感染症対策の基本的対処方針において、「保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ原則開所することを要請する。」と示されていることを踏まえ、名護市内保育施設においても原則開所の方針といたします。

保護者の皆様におかれましては、引き続きご家庭でのお子様の体調管理と感染予防の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

また、これまでも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第8報）」（令和3年1月21日付け）にて、家庭保育が可能な方に対しその協力をお願いしてきておりますが、より一層の感染拡大防止のため、ご家庭での保育が可能な方におかれましては引き続きご協力をお願いいたします。

なお、この取り扱いはご家庭での保育が可能な方等を対象とするものであり、保護者の就労等により保育施設等の利用が必要な方の登園自粛をお願いするものではありませんので、保護者の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

名護市こども家庭部 保育・幼稚園課
連絡先：0980-53-1212（内線129・109）